

# 平成 30 年度 たじっこクラブ利用負担金の減免制度のご案内

たじっこクラブを利用されている方の中で、一定の要件のもとに利用負担金（保育料）を軽減する制度についてご案内します。（「多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則」に基づく制度）

## 対象となる方と減免割合

- A. 生活保護を受給している世帯の方・・・利用負担金の全額減免
- B. 市町村民税が非課税の世帯(※)の方・・・利用負担金の半額減免

※児童と同一世帯員全員の当該年度の市町村民税（前年の所得等で計算）が非課税である世帯です。

- C. みなし寡婦（夫）控除による計算の結果、B世帯になる方・・・利用負担金の半額減免

◎本制度における「みなし寡婦（夫）控除」とは、「未婚のひとり親」について「地方税法に規定する寡婦（夫）」に該当するとみなした場合、市町村民税が非課税になるかの判定にのみ用いるものです。  
なお、合計所得 125 万円以下の方が対象です。また、実際の市町村民税は非課税になりません。

・C は平成 30 年度からの新制度です。

## ☆☆☆☆☆☆申請に必要なもの☆☆☆☆☆☆

- A、B、C 共通・・・たじっこクラブ利用負担金減免申請書（別記様式第 7 号）



- A. 生活保護を受給している世帯の方
  - ①生活保護決定（変更）通知書又は生活保護受給証明書の写し
- B. 市町村民税が非課税の世帯の方
  - ①世帯全員が利用年度の市町村民税が非課税であることを証するもの（市町村民税非課税証明書など）
- C. みなし寡婦（夫）控除を受ける世帯の方
  - ①世帯全員の利用年度の市町村民税（課税又は非課税）について証するもの（市町村民税課税証明書又は非課税証明書など）
  - ②戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

## ☆☆☆☆☆☆手続きのながれ☆☆☆☆☆☆

### 申請

教育推進課またはご利用のたじっこクラブへ申請してください。（提出期限：7月2日）

### 審査

利用年度（前年中の所得等で計算されます）市町村民税の課税状況、世帯構成など減免を受けるために必要な課税台帳その他の資料について、教育推進課で確認させていただく場合があります。

裏面に続く

## 決定

減免の承認または却下の通知を申請者ご本人へ送付します。



## 還付

減免が承認された方は既納付分をご登録の口座に還付します。

### ☆☆☆☆☆☆手続きのスケジュール☆☆☆☆☆☆

#### 【通年利用の方】

- 4月末日 4月分納付期限  
5月末日 5月分納付期限  
6月末日 6月分納付期限 } 基本登録の方は 3,000 円、延長登録の方は 6,000 円を  
毎月納付していただきます。
- 7月2日 減免申請書提出期限  
7月中旬 減免の承認または却下を決定し、申請者に通知します。  
7月下旬 4月～6月の既納付分（全額減免の方は納付額の全額、半額減免の方は半額）を  
ご登録済口座へ還付します。
- 7月末以降 半額減免の方のみ毎月月末に利用負担金の半額を納付していただきます。

#### ○半額減免の場合

	基本登録	延長登録
4月～6月分 納付額	9,000 円 (3,000 円×3ヶ月)	18,000 円(6,000 円×3ヶ月)
4月～6月分 還付額	4,500 円 (9,000 円の半額)	9,000 円 (18,000 円の半額)
7月～翌年3月分までの 毎月納付額	1,500 円 (8月のみ 3,000 円)	3,000 円 (8月のみ 6,000 円)

#### 【夏休みのみの利用の方】

- 7月2日 減免申請書提出期限  
7月中旬 減免の承認または却下を決定し、申請者に通知します。  
7月末日 利用負担金の半額を納付していただきます。  
8月末日 利用負担金の半額を納付していただきます。

※年の途中で利用を開始された場合などは上記と異なります。詳細はお問い合わせください。



【問い合わせ】  
多治見市教育委員会  
教育推進課  
TEL 23-5904 (ダイヤルイン)